

平成 2 7 年 6 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

印刷物番号

27-18

議案第42号

大東市附属機関条例 新旧対照表

新			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
教育委員会			
	<u>大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会</u>	<u>飯盛城跡の調査、保存、整備、活用等についての調査審議に関する事務</u>	<u>5人以内</u>

主要改正点

- ・教育委員会の附属機関に大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会を加えたこと。

旧			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
教育委員会			